

坂戸市奨学金返還支援補助金交付申請書

※公務員は対象外です

申請期間は毎年度9月末日です

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所 坂戸市千代田1-1-1
 氏 名 坂戸 太郎
 電話番号 〇〇〇—〇〇〇〇
 生年月日 〇〇年〇月〇日（満〇〇歳）

補助金の交付を受けたいので、坂戸市奨学金返還支援補助金交付要綱第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

初回申請時の4/1現在において、
満30歳未満であること

記

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以降
奨学金の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 日本学生支援機構 第一種奨学金 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構 第二種奨学金 <input type="checkbox"/> 地方公共団体奨学金 (名称)
奨学金借入残高	〇〇〇〇〇〇〇 円
勤務先の名称及び所在地 ※ 自営業等の場合は、その名称等	名称 坂戸株式会社 <input checked="" type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 所在地 坂戸市〇〇〇
就職年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
令和5年度奨学金等返還金額	(令和5年 4月～ 令和6年 3月分) 200,000円
交付申請額 ※ 前年度返還額の1/2 1,000円未満切捨て	前年度の返還内容を記入 100,000円
他制度の併用有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

該当するものに

奨学金返還証明書に
記載の残額を記入

市内で勤務 最大10万円
市外で勤務 最大 8万円

同意書及び確認書

(レ印を付けてください。)

必須

- 本補助金の第1回目の申請の日から5年以上定住します。
- 申請時点において、支援対象となる奨学金の返還を延滞していません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は坂戸市暴力団排除条例（平成24年坂戸市条例第29号）第3条第2項に規定する暴力団関係者ではありません。
- 居住状況の確認に当たり、居住関係に係る住民基本台帳の情報について、この補助金の担当課の職員が確認することに同意します。
- この補助金の交付の決定に当たり、納税担当課で保有する市税の収納状況に係る情報について、この補助金の担当課の職員が確認することに同意します。

添付書類

- 1 大学等を卒業したことを証する書類の写し（初回申請時に限る）
※卒業証明書（卒業証書等の写しは不可）
- 2 独立行政法人日本学生支援機構又は他の地方公共団体が貸与した奨学金であることを証する書類（初回申請時に限る）※奨学金貸与証明書
- 3 申請年度の前年度に返還した奨学金の額が分かる書類
※奨学金返還額証明書（対象期間を前年度の返還期間として提出）
- 4 返還すべき奨学金の残額及び返還に係る残りの期間が分かる書類
※奨学金返還証明書
- 5 正規雇用労働者の場合にあつては、在職証明書（様式第2号）
※パート・アルバイトについては、雇用通知書等において期間の終了日が記載されていないケースもありますが、一般的には「期間の定めがある」契約であるケースが大部分となります。不明な点はお勤め先の人事労務担当者や、川越労働基準監督署などにご確認ください。よろしくお願いいたします。
- 6 自営業の場合にあつては、自らの業を営むことを証する書類
※営業許可証、個人事業の開業届など
- 7 住民票の写し（表面で職員が確認することに同意している場合は不要）
- 8 納税証明書（表面で職員が確認することに同意している場合は不要）
- 9 この要綱による補助金と同種の他の補助金等の交付を受けている場合にあつては、補助金等の額が確認できるもの（他の制度と併用の場合に限る。）
- 10 その他市長が必要と認める書類

※添付書類 2～4は、日本学生支援機構のスカラネット・パーソナルで取得できます。

（地方公共団体の奨学金の場合は、該当の地方公共団体へお問い合わせください。）